

発達支援拠点の発達障がい者支援センター化に伴う方針について（報告）

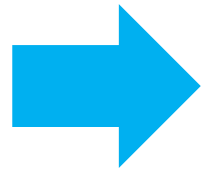
- 令和 7 年 2 月 10 日 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

大阪版の発達障がい児者支援体制の充実・強化について ～発達支援拠点の機能強化～（案）

発達障がい児者を取り巻く状況

- 発達障がいと診断される方の大幅な増加や支援ニーズの増大、不適応・不登校・引きこもり・強度行動障がいなど発達障がいをベースとした社会的課題が大きくクローズアップ。
- 幼少期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障がいの状態等の予防につながると考えられ、関係機関が連携して、家族を含めてライフステージを通じて地域生活を支えていく体制づくりが求められる。
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法をふまえ、市町村は、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関とした障がい児支援体制の構築を進めることとされており、都道府県は、広域的な調整の観点からの関与が求められている。

大阪府の取組む方向性



長年培ってきた発達障がい児支援の専門的なノウハウ・スキルを有する「発達支援拠点」と市町村・児童発達支援センターが連携・協働した大阪版の支援体制の充実・強化をめざす

発達支援拠点のあり方の3つの柱

発達障がいの専門支援機関としての位置付けを明確化

発達障がい者支援センターとして指定

蓄積された専門性を活かした地域支援体制の整備・構築に貢献

地域支援マネジャーを配置する等機能を拡充

拠点とアクトおおさかのそれぞれの強みを活かし、相互に連携して機能を発揮

地域支援体制マネジメントチームを設置・構成し連携

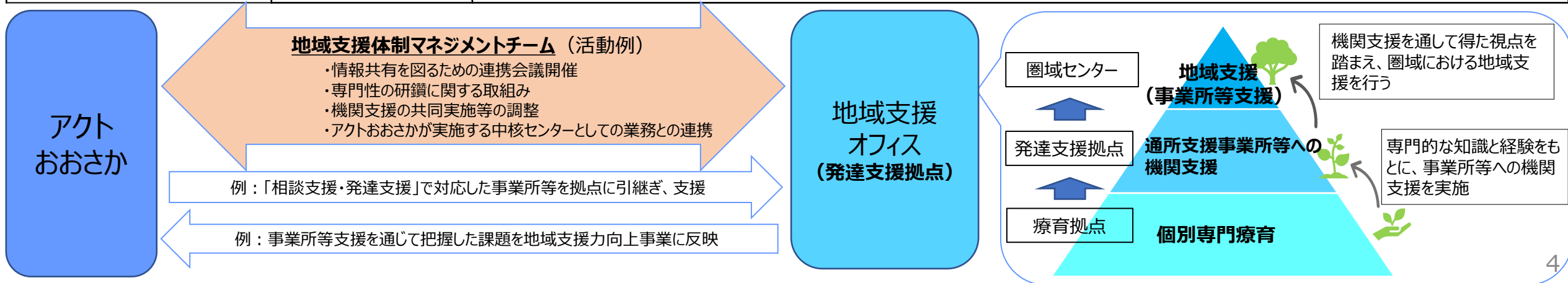
発達支援拠点に「地域支援マネジャーを配置する等機能を拡充」

この資料は、来年度における円滑な事業運営を図る観点から、予算（案）段階時点の考え方をお示しするものです。
事業内容等の確定は、議会議決後に正式に決定されます。また、議会審議において、お示しの内容が変更される可能性があることにご留意ください。

	令和6年度	令和7年度（案）	
事業名	障がい児通所支援事業者等育成事業	地域発達支援事業所等サポート事業	
		（地域支援マネジャー活動事業分）	（地域支援体制整備サポート事業分）
事業内容	個別専門療育で培った専門的な発達障がい児支援のノウハウ・スキルを活かして、事業所等における特性に応じた支援力の向上や地域での一貫した支援が受けられるよう、下記の事業を実施。 ○障がい児通所支援事業所への機関支援 子どもや環境などをアセスメントし、子どもの正しい理解と環境設定や支援技術等及び家族支援について、専門的立場から助言、事例検討、専門的研修、情報交換等を実施 ○学校への機関支援 教育と福祉の連携強化を図り、地域での一貫した支援が受けられるよう、専門的立場から助言、事例検討、専門的研修、情報交換等を実施	拠点の機能を拡充し、長年培ってきた専門的な発達障がい児支援のノウハウ・スキルを活かして、発達障がい児等の支援体制の充実・強化を図るため、事業所等支援に関して、下記の事業を実施。 ○障がい児通所支援事業所への機関支援 子どもや環境などをアセスメントし、子どもの正しい理解と環境設定や支援技術等及び家族支援について、専門的立場から助言、事例検討、専門的研修、情報交換等を実施 ○学校への機関支援 教育と福祉の連携強化を図り、地域での一貫した支援が受けられるよう、専門的立場から助言、事例検討、専門的研修、情報交換等を実施 ○児童発達支援センターとの連携・協働 地域の障がい児支援体制構築において専門機関としてバックアップ（連携・協働による機関支援の実施、発達障がいに関する専門的立場からの助言、コンサルテーション等を実施する人材の養成支援等） ○事業所等の支援力の向上に向けた多様なニーズに対応した地域支援 例）市町村子ども専門部会等への参加、アセスメントツールや家族支援の導入支援、母子保健との連携、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等への支援、成人期事業所等との連携 ○地域支援体制マネジメントチームの構成 （活動例） ・情報共有を図るための連携会議開催 ・専門性の研鑽に関する取組み ・機関支援の共同実施等の調整 ・アクトおおさがが実施する中核センターとしての業務との連携	障がい児支援にかかる地域の支援体制の整備を促進するため、下記の事業を実施。 ※地域支援マネジャー活動を円滑・効果的に実施するためには、初期活動が重要であることを鑑み、通常の地域支援マネジャー活動と密接に関連する本事業を初期活動事業として実施。 ○障がい児支援にかかるネットワーク構築 圏域の市町村や児童発達支援センターを巡回すること等により、圏域のネットワークの構築を行うとともに、支援体制の整備状況等に応じた、必要な助言等を行う。 ○地域支援体制等に係る状況把握・分析・公表 大阪府と連携して、圏域内の社会資源の整備状況等の把握を行い、各圏域における課題や傾向の整理を行い、地域支援マネジャー活動に活用する。
委託金額（予定）	4, 3 2 6 千円	最大 7, 2 7 0 千円（予定）	
		（最大 5, 9 5 0 千円（予定））	（最大 1, 3 2 0 千円（予定））
留意事項		・厚生労働省補助の採択額により委託金額等の変更の可能性あり。 ・なお、前年度事業と同程度の額を最低額として確保を想定。 ・委託金額は、人件費、報償費、旅費、事務費、会場使用料、消費税を見込む。	・こども家庭庁補助の採択額により委託額等の変更の可能性あり。 ・基本的に単年度事業となる予定。 ・委託金額は、人件費、旅費、事務費、会場使用料、消費税を見込む。

アクトおおさか（中核センター）と発達支援拠点の関係 「地域支援体制マネジメントチームを設置・構成し連携」

種別	事業名	業務内容
大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか	相談支援・発達支援	○発達障がい児者及びその家族等からの相談に応じ、発達に関する指導、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携し、アセスメントを行い、支援計画を作成し支援する。
	相談支援・就労支援	○就労を希望する発達障がい児者に対し、就労に向けて必要な相談などによる支援を行うとともに、必要に応じて労働関係機関との連携を図る。
	普及啓発	○発達障がいの特性や支援方法等を解説したパンフレット、チラシ等を作成し、関係機関等へ啓発
	関係施設・関係機関に対する研修	○関係機関等の職員に対し、発達障がいに関する基礎知識・技術を習得することを目的とした研修を実施
	関係施設・関係機関等の連携	○発達障害者支援センター連絡協議会開催 ○府発達障がい児者支援体制整備検討部会への参加 (○ペアレントメンター事業運営委員会の運営)
	地域支援力向上事業	○市町村の体制整備を支援（Q-SACCSを活用した発達障がいに関する地域支援体制の見える化による効果的な点検・改善の推進や地域全体及び各分野の支援者のスキルアップを目的とした合同研修開催支援等） ○地域支援体制マネジメントチームの運営（府内の地マネが一貫性・一体性をもって活動するための連携強化）
	ペアレントメンター事業	・ペアレントメンターの養成及び派遣調整等。ペアレントメンター事業運営委員会の運営
大阪府発達障がい者支援センター 地域支援オフィス (発達支援拠点)	地域発達支援事業等サポート事業	○障がい児通所支援事業所、学校への機関支援 ○児童発達支援センターとの連携・協働（専門機関としてのバックアップ等） ○事業所等の支援力の向上に向けた多様なニーズに対応した地域支援 ○地域支援体制マネジメントチームを構成 ○ネットワーク構築や地域支援体制の把握等の初期活動事業（R7）

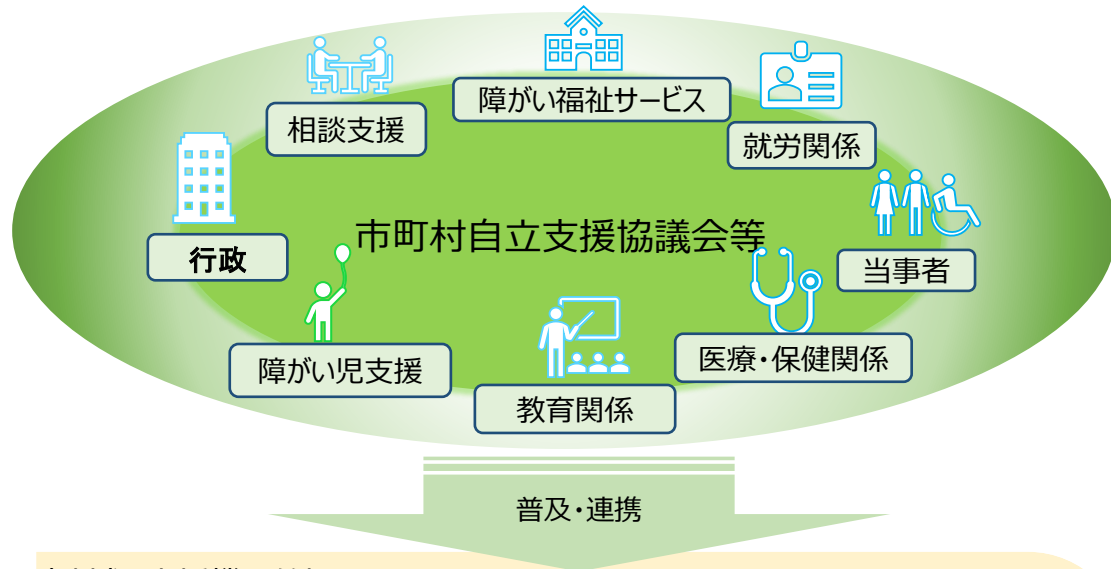


発達障がい児者の地域支援体制のイメージ

発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援を行うため、障がい福祉に留まらない各関連分野での、支援力向上・支援体制整備をめざす。

◆市町村の役割（地域の支援体制の整備、切れ目のない支援等）

◆都道府県の役割（広域的な体制整備、市町村支援、広域調整、人材育成等）

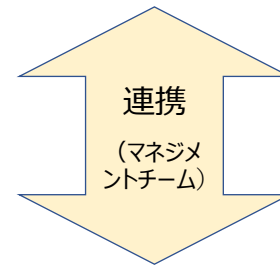


市町村等支援
(連携・協働・支援)



地域支援
マネジャー

アクトおおさか

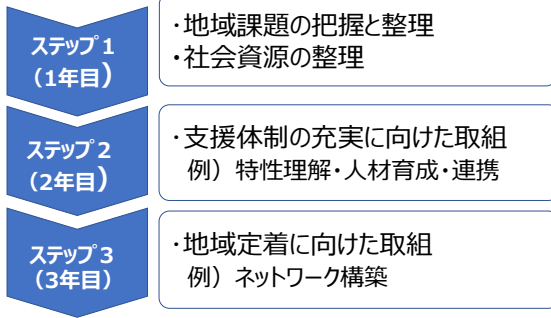


連携

(マネジ
メントチーム)

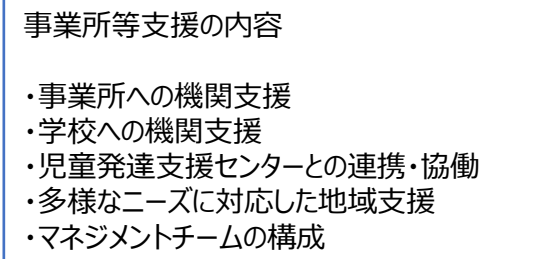
市町村の
体制整備
支援

★段階的プログラムの導入（令和6年度～）



両面からのアプローチにより
地域の支援力を向上

事業所等の
支援力向上



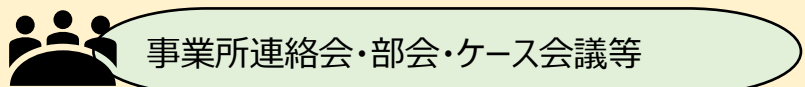
事業所等支援
(連携・協働・支援)



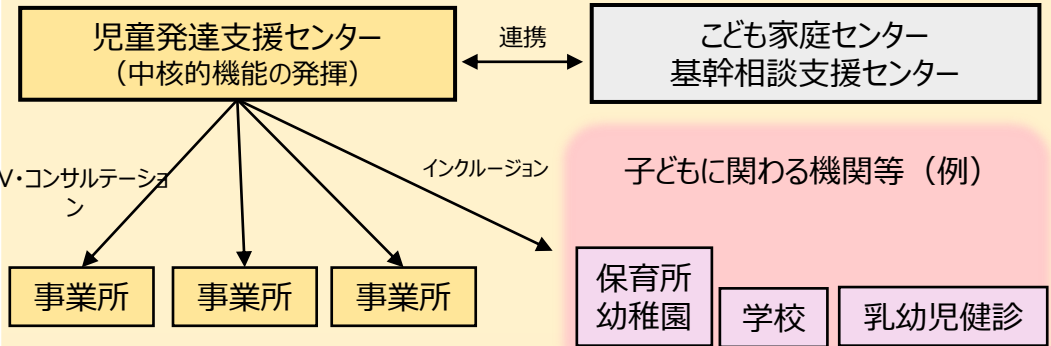
地域支援
マネジャー

地域支援オフィス
(発達支援拠点)

〈地域の支援機関等〉



事業所連絡会・部会・ケース会議等



発達支援拠点の発達障がい者支援センター化後の名称について

センター名称

事業所名称

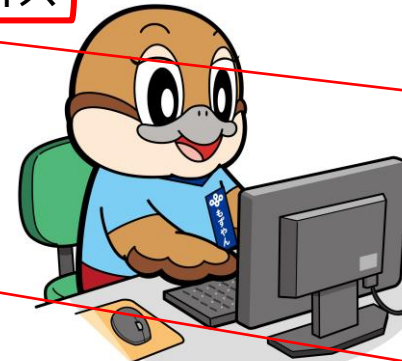
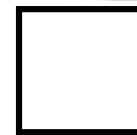
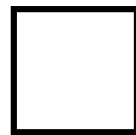
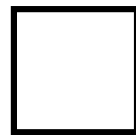
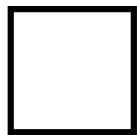
名称：大阪府発達障がい者支援センター〇〇圏域地域支援オフィス 発達支援拠点 ◎ ◎

(名刺の形であらわしたイメージ)

大阪府発達障がい者支援センター〇〇圏域地域支援オフィス

発達支援拠点 ◎ ◎

発達障がい者地域支援マネジャー



〒*****

住所：*****

電話：**-****-****

E-mail：*****@*****.co.jp

URL:www.*****.co.jp

- 法の名称と一致させることで、法上の位置づけを明確化
- 「大阪府発達障がい者支援センター」である「アクトおおさか」との整合性を確保

- 地域支援機能に特化したセンターであることを明示

- 支援対象が子どもを中心としているセンターであることを明示
※発達障害者支援法では、「発達支援」はこどもに限定していないことは留意。
- 「発達支援拠点」との名称を継続することで、療育拠点からスタートし発達支援拠点と名称変更して活動してきた取組みの延長線上であることを表現

○関係機関等への周知の方針

市町村

- 令和7年3月～4月に実施予定の市町村担当者向け説明会にて役割や位置づけ等について説明予定

児童発達支援センター

- 令和6年度と同様に圏域ごとに児童発達支援センターを集めた会議を開催し、役割や位置づけ等について説明予定

事業所・学校・府民等

- 府ホームページで周知するほか、パンフレット等の広報媒体の作成により、事業所・学校等の支援対象機関へ周知予定

(参考) 府ホームページ掲載イメージ

大阪府発達障がい者支援センター 地域支援オフィス

圏域センター名	事業所名	所在地	電話番号	運営法人
豊能圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 ◇◇	．．．．	***_***_****	* * * * *
三島圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 ■■	．．．．	***_***_****	* * * * *
北河内圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 △△	．．．．	***_***_****	* * * * *
中河内圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 ★★	．．．．	***_***_****	* * * * *
南河内圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 □□	．．．．	***_***_****	* * * * *
泉州圏域地域支援オフィス	発達支援拠点 ☆☆	．．．．	***_***_****	* * * * *